

## 29年産米の生産数量目標 国の統計値との乖離分を差し引く

鶴岡市農業振興協議会(会長・榎本政規市長)の臨時総会が6日、グラントエル・サンで開かれ、平成29年産米の生産調整の配分を決めました。

鶴岡市農業振興協議会(会長・榎本政規市長)の臨時総会が6日、グラントエル・サンで開かれ、平成29年産米の生産調整の配分を決めました。

鶴岡市農業振興協議会(会長・榎本政規市長)の臨時総会が6日、グラントエル・サンで開かれ、平成29年産米の生産調整の配分を決めました。

	面積換算 (ha)	作付率 (%)
⑨	⑩=⑨/②	⑥=⑩/①
鶴岡	21,333	58.4
藤島	12,045	58.3
羽黒	9,181	58.0
櫛引	6,091	57.7
朝日	2,896	57.7
温海	1,869	56.7
乖離分		
合計等	53,415	58.1

## 平成29年産米に係る地域別生産数量目標及び作付率(案)

	平成28年台帳面積 (ha)	台帳面積 (ha)	配分基準単収 (kg/10a)	生産数量目標(トン)			生産数量目標(トン)(均等分)		
				面積換算 (ha)	作付率 (%)	面積換算 (ha)	作付率 (%)		
	①	②	③	④=③/②	⑤=④/①	⑥	⑦=⑥/②	⑧=⑦/①	
鶴岡	6,055	6,021	607	21,313	3511	58.3	20,194	3,327	55.2
藤島	3,391	3,387	613	12,123	1,978	58.3	11,472	1,871	55.2
羽黒	2,748	2,751	579	9,210	1,591	57.8	8,801	1,520	55.2
櫛引	1,779	1,779	596	6,099	1,023	57.5	5,857	983	55.2
朝日	904	903	558	2,937	526	58.2	2,783	499	55.2
温海	641	639	517	1,871	362	56.6	1,827	353	55.2
乖離分		38	582	221	38	100.0			
合計等	15,518	15,518	597	53,774	9,029	58.1			

※1. 本表は、慣行栽培を基準に作成しているものであり、減収カウント面積を含みません。  
 ※2. 県から示された換算面積9,246haと本表の換算面積の合計9,029haの差217haが減収カウント面積相当分となります。  
 ※3. 面積換算は小数点第1位を四捨五入、率は小数点第2位切り捨てしています。

### 乖離面積38ha

生産調整の達成は国の統計値で判定することから、国の統計値と市水田協が把握する台帳面積との乖離面積38ha・221tを差し引いた数値を生産目標数量とすることが決まりました。

乖離要因は、①国の統計値が全国約3万箇所の標本調査による推定値で、精度は1〜3%の誤差があること、②地方の水田協が把握する水稲作付面積は、共済未加入面積などが推計に頼らざるを得ないため、やや過小に出るなどがあるとされています。

### 均等分は全市一律

生産数量目標の配分では、旧市町村で異なっていた均等分の作付率を前年の平成28年産米から全市一律とし、29年産は55.2%（前年56.3%）です。

(2面につづく)

## 私の昭和 59

鈴木重雄(89歳・八色木)

山形県が60万t米づくり運動を昭和41年から45年まで展開してから急速に水稲集団栽培が普及し、昭和42年未曾有の大豊作となり町内各農協で祝賀会をしていた。

国は自主流通米制度を発表し稲作転換を進め、昭和45年第一次生産調整が割り当てられ、藤島町に268tの割り当てであったが、米以外の重点作物の選定は困難であり、休耕地として対応せざるを得なかった。

農協は水稲共同育苗、機械田植への普及のため、実験圃場を作り技術指導に努めていた。

生産技術の向上により増収してきたが、消費量が減り米過剰に歯止めがかからず現在に至っている。

米づくりに変わる畜産事業の導入も急速に進み、養豚、肉牛、酪農、養鶏団地の造成や、各作目の育成に試行錯誤しながら生産者と共に取り組んできた。

特に藤島町農協は、鶴岡生協のお世話で首都圏の生協、市場に道を開いていただいた。

生協組合員との懇談会では、自然相手の農産物は工業製品と違い苦労があることなど話した。

産直は生産者の誠意を買ってもらうことが第一だと感じた。

即売品と餅つき用道具を積み込んでイベント会場での実演など、生産者とトラックに寝泊まりして頑張った。数えればきりが無い。藤島の畜産農家は、各種品評会でグラントチャンピオンなどに入賞し、技術の高さが評価されていた。

想えば農協の歴史は農民の運動史である。

徳川時代に相互救済の目的で行われた頼母子講や無尽講などは金融を主とした組織であった。

徳川末期に二宮尊徳の「報徳社」が各地に誕生し、やがて明治期に入り産業組合、ロツチデールの原則を基本とした生産販売、生活防衛としての共同購入、「一人は万人のため、万人は一人のため」を基本理念として事業を展開してきた。

したがって協同組合は同志的結団であって職員も組合員も組織人として事業に従事してきたのである。

しかし組織が大きくなるにつれて組合員を顧客化し、事業採算性に重きを置くようになったのではないだろうか。

私は、職員として34年間、先輩、同僚、後輩に恵まれて退職することが出来た。ほんとうにありがたく感謝している。

協同組合には原則がある。ただし、教科書は組合員である。

平成3年10月 余目町農業協同組合長 佐藤 幸雄

(注)余目町農協に碑文が建立されている。

大規模加算 2012.01.31鶴岡市農業振興協議会

区分	平野部	中山間部	加算割合 (%)				
			H24	H25	H26	H27	H28~
区分A	7~10ha	-	1	2	3	3	3
区分B	10~15ha	4~7ha	2	4	6	6	6
区分C	15~20ha	7~10ha	3	6	9	9	9
区分D	20ha~	10ha~	4	8	12	12	12
環境加算							
加算割合 (%)			1	2	3	5	5

11年前と比べた米の作付率

	H29	H19	増減
鶴岡	58.30%	70.70%	-12.40%
藤島	58.30%	75.10%	-16.80%
羽黒	57.80%	67.30%	-9.50%
櫛引	57.50%	66.10%	-8.60%
朝日	58.20%	62.10%	-3.90%
温海	56.60%	60.20%	-3.60%
合計	58.00%	69.60%	-11.60%

各地域の作付率は大規模加算（7割以上）や環境加算（有機・特裁）を加味し、鶴岡・藤島の58・3%から温海56・6%まで地域差が縮小し、減反率は4割を超えます。

**キャベツを追加**

産地交付金は重点作物にキャベツを追加し、10㌔あたり2万円。各作物への交付単価は削減されました。

米の直接支払交付金（7500円/10㌔）は最後の年となります。大豆、飼料用米等の「水田活用の直接支払交付金」は継続です。

（1面からつづく）  
**地域差が縮小**

水稻作付率の調整状況（参考値）

	鶴岡	藤島	羽黒	櫛引	朝日	温海	全市
H23	65.5	68.6	64.4	63.5	64.1	55.4	65.3
H24	65.2	67.9	64.5	63.8	64.0	57.1	65.1
H25	65.6	67.8	65.0	64.4	64.6	59.1	65.5
H26	62.9	64.3	62.3	62.0	62.0	58.3	62.8
H27	60.0	61.3	60.2	59.8	59.5	57.3	60.2
H28	59.0	58.9	58.7	58.4	58.4	57.4	58.8
自主的 取 組参考値	58.4	58.3	58.0	57.7	57.7	56.7	58.1
H29	58.3	58.3	57.8	57.5	58.2	56.6	58.0
増減	△0.1	0.0	△0.2	△0.2	0.5	△0.1	△0.1

※本表は、均等配分に係る作付率に傾斜配分を加味した作付率である。

**日本国憲法に「男女平等」を書き込んだ  
アメリカ女性②**

―あらためて憲法を学ぶ― 青山崇

アメリカと松本丞治  
国務大臣らの日本との憲法草案最終検討会、1946年3月6日行われ、第24条は先号のような状況で決まりました。しかし日本は、当初「女性の権利の問題だが、日本には、女性が男性と同じ権利を持つ土壌はない。日本女性には適さない条文が目立つ」などと、明治憲法下の女性差別男性中心の社会を変えようとしませんでした。



日本国憲法の「男女平等」を起草したベアテ・シロタ・ゴードンさん（1923年10月25日〜2012年12月30日）（写真・東京新聞HPから）

結局「この条項は、日本で育つて、日本をよく知っているミス・ベアテ・シロタが、日本女性の立場や気持ちを考えながら、一心不乱に書いたものです」とのアメリカ責任者の発言で決着したのです。

福島県に、ふくしま県女性「9条+24条」の会があります。9条は平和、24条は男女平等です。先号に書いたベアテ・シロタの「女性が幸せにならなければ、日本は平和になら

ない」という平和と男女平等の信念とまったく同じです。

自民改憲案はどうでしょう。1項に「家族は、社会の自然かつ基礎的な単位として尊重される。家族は、互いに助け合わなければならない。」を新設し、家族の互いの助け合いを24条の原則にしています。保育、介護、生活保護などの公的責任を放棄し、家族に押しつけかねない問題があります。



**税の申告時期になりました**

税金の申告時期になりました。この1年、あなたがナンボ年金を貰ったかという「公的年金等の源泉徴収票」が届いたでしょう。計算機を片手に見てみようじゃないですか。

引いて38万円以上の人に、国保税、地震保険や生命保険、医者・薬代などがあるでしょう。申告書に書いて出せば所得税が還る人、所得税のない人でも市民税が小さくなります。

▲名前と生年月日があつて支払金額がありませんね。その右側に数字があれば「源泉徴収税額」といって、これが所得税なのです。

▲額は大きくなるとも役員などで報酬を貰っている人がいると思いますが、必ず10%の税金が引かれています。所得税は5%ですから既に倍の税金が取られているのです。申告をすれば全部、又は半分が還ってきますよ。

▲では改めて支払金額を見てください。この金額が65歳以上の人で120万円以下の人は所得がゼロです。120万円を引いたものが38万円以下でしたら誰かの扶養控除になれます。家族に勤め人がいて所得税を納めている人がいれば、確定申告をすれば1万9千円が還ってきますよ。

▲さて、120万円を引いて38万円以上の人に、国保税、地震保険や生命保険、医者・薬代などがあるでしょう。申告書に書いて出せば所得税が還る人、所得税のない人でも市民税が小さくなります。

▲医療費控除は65歳以上の人は120万円を引いた残りの5%を超えた分ですよ。まだ10万円を超えた分と間違つて覚えている人がいるんですよ。

▲額は大きくなるとも役員などで報酬を貰っている人がいると思いますが、必ず10%の税金が引かれています。所得税は5%ですから既に倍の税金が取られているのです。申告をすれば全部、又は半分が還ってきますよ。

▲タイシタ額でネー。なんて申告しない人は、その金が防衛費トヤラに回っていると考えると恐ろしいでしょう。

▲納めすぎた税金を取り返すのは5年さかのぼって出来ます。（石川）